

川情審査答申第 16号

平成25年 7月11日

川口市病院事業管理者

栃木 武一 様

川口市情報公開・個人情報保護審査会

会長 馬橋 隆紀

川口市個人情報保護条例第29条の規定に基づく諮問について（答申）

平成24年9月12日付で諮問のあった下記の件について、別添のとおり答申します。

記

「川口市立医療センターにおける、診療録以外で〇〇〇〇に関する情報が記載されている文書全て」についての部分開示決定に対する不服申立て（個人情報保護諮問第8号、9号及び10号）

諮問第 8、9、10 号（個人情報保護）

答 申

1 審査会の結論

諮問第 8、9、10 号の各保有個人情報開示請求について、川口市病院事業管理者が行った部分開示決定は、いずれも妥当である。

2 不服申立て及び審査の経緯

(1) 平成 24 年 5 月 30 日不服申立人〇〇〇〇氏（以下「申立人」という。）より川口市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 15 条第 1 項に基づき、川口市病院事業管理者（以下「実施機関」という。）に対し、「川口市立医療センターにおける、診療録以外で〇〇〇〇に関する情報が記載されている文書全て」（以下「本件保有個人情報」という。）の開示が請求（以下「本件開示請求」という。）された。

(2) 本件開示請求について、実施機関は、平成 24 年 7 月 20 日付で、条例第 16 条第 2 号に該当することを理由として「他者に関する個人情報」を不開示とする部分開示決定を行ったが、その後、申立人から不開示部分及び不開示理由の記載が不十分であるとの指摘を受け、平成 24 年 8 月 17 日付で、上記部分開示決定を取り消すとともに、改めて、本件保有個人情報について、不開示部分及び不開示理由を次のアイウのとおりとする部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行った。

ア 医療情報課管理分

（不開示部分）社団法人労働保健協会公印、同理事公印

（不開示理由）他者に関する個人情報（条例第 16 条第 2 号に該当）

イ 庶務課管理分

（不開示部分）弁護士事務所事務職員名、弁護士事務所メールアドレス、弁護士印影、弁護士報酬振込先口座情報及び患者 I D

（不開示理由）他者に関する個人情報（条例第 16 条第 2 号に該当）

ウ 医事課管理分

（不開示部分）患者 I D

（不開示理由）他者に関する個人情報（条例第 16 条 2 号に該当）

(3) 申立人は、平成 24 年 8 月 20 日（同年 9 月 5 日補正）、本件部分開示決定について異議申立てをした。異議申立ての理由は、次のとおりである。

ア 実施機関による開示対象文書の精査では実態が明らかにできないと思われるため、第三者による開示対象文書の精査及び不開示文書の開示を求める。

イ 部分開示決定通知書の記録の名称または内容欄には、期間情報が存在しな

い。この欄には「開示請求日までの」という期間情報を追加すべきである。
ウ 開示しない部分のうち「弁護士印影」「患者ID」は開示しない理由に該当しない。

(4) 実施機関は、申立人の異議申立てについて、条例第29条に基づき、当審査会に諮問した。当審査会は、医療情報課管理分の本件開示決定の異議申立てに係る諮問を諮問第8号、庶務課管理分の本件開示決定の異議申立てに係る諮問を諮問第9号、医事課管理分の本件開示決定の異議申立てに係る諮問を諮問第10号とし、平成24年10月23日、これらを併合する決定をした。

(5) 当審査会の審査に際し、実施機関から平成24年9月12日付で理由説明書が提出された。これに対し、申立人は、同年10月31日付で意見書を提出し、次のとおり意見を述べた。

ア 実施機関は、労働保健協会公印及び同理事公印について、他者に関する個人情報として条例第16条第2号に該当すると主張するが、当該保有個人情報が何人でも知り得る状態にある場合や、開示請求者が当該情報を知っている立場にあることが明らかな場合は、同号に該当しない。労働保健協会は、申立人の勤めている会社の委託先であり、当然ながら、労働保健協会公印及び同理事公印は、社員である申立人が容易に知ることができる情報であるので、条例第16条第2号に該当しないことが明らかである。なお、実施機関が聴いた労働保健協会の意見には差し支えなしとの記載があるため、公印等を含め開示しても問題なしとの判断であると解するのが相当であるが、実施機関は公印のみを不開示としており、不当である。

イ 平成24年7月26日の開示文書の閲覧及び写しの交付の際、実施機関の職員に「開示していない文書はないか」と尋ねたところ、職員から「開示していない文書がある」との回答があったので調査を依頼したところ、その後実施機関から送付された調査結果では、「開示していない文書」とは「開示請求後に新たに作成・保管された個人情報」であり、職員が誤解を生じさせる発言をしたためお詫びするとのことであった。同様のトラブルを避けるためには、開示文書の対象期間を明記することが必要であると考える。

ウ 実施機関は、上記調査報告に3週間もかかっている。申立人は、本件開示請求と別に、実施機関に対し、ずさんな個人情報に関する取扱いの改善を求めているが、実施機関は、改善を約束したにもかかわらず、申立人に回答しないばかりか、申立人をクレーム扱いし、対応を弁護士に丸投げしている。これらを勘案すると、職員が発言した開示していない文書とは、開示請求以降に作成された文書ではなく、それ以外に存在するが開示していない文書であると言わざるを得ない。また、何度も開示文書を確認したが、あるべき文

書が存在していない。

- (6) 当審査会は、同年11月6日に実施機関の職員（川口市医療センター医療情報課長、庶務課長、医事課長ら）から意見を聴いた。また、平成25年1月23日に申立人及び同補佐人から口頭意見陳述を受けた。

3 審査会の判断

当審査会は、審査の結果、以下のとおり判断する。

(1) 諮問第8号について

申立人は、不開示部分（社団法人労働保健協会公印、同理事公印）の開示を求めるが、当該不開示部分は、開示請求者以外の者である社団法人労働保健協会及び同理事に関する情報であり、これらを開示する場合には同法人らの事業の執行に影響を及ぼし、同法人らの正当な権利利益を害するおそれがあるといえることができる。なお、このことは、申立人が勤務先の会社との関係から上記各情報を知ることができる立場にあったとしても変わらない。

したがって、当該不開示部分は、条例第16条第2号に該当すると認められるので、これらを開示とした決定は妥当である。

(2) 諮問第9号について

申立人は、不開示部分（弁護士事務所事務職員名、弁護士事務所メールアドレス、弁護士印影、弁護士報酬振込先口座情報及び患者ID）の開示を求めるが、当該不開示部分は、開示請求者以外の者である弁護士事務所事務職員、弁護士事務所、弁護士及び患者に係る情報であり、これらを開示する場合にはこれら個人及び弁護士事務所の正当な権利利益を害するおそれがあるといえる。

したがって、当該不開示部分は、条例第16条第2号に該当すると認められるので、これらを開示とした決定は妥当である。

(3) 諮問第10号について

申立人は、不開示部分（患者ID）の開示を求めるが、当該不開示部分は、開示請求者以外の者である患者の個人情報であり、これを開示する場合には当該個人の正当な権利利益を害するおそれがあるといえる。

したがって、当該不開示部分は、条例第16条第2号に該当すると認められるので、これを開示とした決定は妥当である。

- (4) なお、申立人は、平成24年7月26日の部分開示時に、申立人が実施機関担当者に「開示していない文書はないか」と尋ねたところ、「開示していない文書があります。」との回答があったため、開示対象としていない文書が存在していると考えざるを得ないとして、第三者による開示対象文書の精査及び不開示文書の開示を求めている。

当審査会において調査した結果、申立人が開示請求の対象とした文書で実施

機関が開示していない文書が他にあるとは認められなかった。上記部分開示時に実施機関の職員が申立人に対し開示していない文書がある旨答えたのは、開示請求後に新たに作成された文書があるとの趣旨で述べたものであり、このような発言は誤解を生じさせるおそれがあるものであり適切でないことは明らかであるが、同様のトラブルを避けるため「開示文書の対象期間」を明記することが必要であるとまでは言えない。

(5) 結論

本件部分開示決定は、いずれも妥当である。

平成25年 7月11日

川口市情報公開・個人情報保護審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊